

労働保険の年度更新について

令和2年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（月）～8月31日（月）です。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、更新期限が令和2年8月31日まで延長されることとなりました。期限までに申告・納付を済ませましょう！
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することが出来ます。
- 労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請（「電子政府の総合窓口（e-Gov）」）でも受付が可能ですので、直接窓口に出向くことなく申告が出来ます。

お問い合わせ先

- ・ 愛媛労働局労働保険徴収室（089-935-5202）
- ・ 最寄りの労働基準監督署
- ・ 労働保険年度更新コールセンター（0120-560-710）※通話無料